

国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する政策評価（個票）

事務・事業名	公認心理師の試験事務	担当部局・担当課室	社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課 公認心理師制度推進室
		評価実施時期	令和4年3月
根拠法令等	公認心理師法（平成27年法律第68号）第10条第1項	類型	試験（資格付与）
		指定等の形態	指定
事務・事業の概要	<p>○事務・事業の創設時の趣旨</p> <p>公認心理師法第10条第1項では、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その指定する者に、試験の実施に関する事務を行わせることができるとされている。</p> <p>○事務・事業の内容</p> <p>公認心理師の試験事務を行うこと。</p>		
事務・事業の目的	公認心理師の試験を行い、公認心理師が国民の心理的な相談に応じ、助言・指導その他の援助を行うことにより、国民の心の健康の保持に資する。		
関連する政策目標等	—		
法人の指定等の状況	別紙のとおり。		
指定・登録等の基準に対するよくある問合せと回答	特になし。		
料金等・積算根拠	別紙のとおり。		
事務・事業の実績等	<p>○実績（令和3年度）</p> <p>受験者数 21,055 人</p> <p>○事業収入（令和3年度）</p> <p>試験事業収益 694,853 千円</p>		
国からの補助金等	○補助金・委託費等（令和3年度予算）：なし。		

<p>事務・事業の見直し状況（これまでの検証）</p>	<p>公認心理師試験の実施に関する事務については、受験者の利便性向上及び負担軽減並びに指定試験機関の審査事務の効率化を目的に、令和5年の公認心理師試験より受験申請書類を有料頒布方式から指定試験機関のホームページよりダウンロードする方法へ変更、受験申込書を指定試験機関のホームページ上のシステムで作成する方法へ変更並びに受験票及び合格証書を指定試験機関のホームページ上のシステムよりダウンロードする方法へ変更することについて検討中。</p> <p>なお、指定試験機関の事務及び事業の状況は、毎年、当該機関から提出される事業計画及び事業報告書等により確認している。</p>
<p>事務・事業の必要性・有効性等</p>	<p>●事務・事業の必要性 公認心理師になるために必要な知識及び技能を有する者を選別するため、公認心理師試験を行う必要がある。</p> <p>●事務・事業の妥当性 国民が安心して心理に関する支援を受けられるようにするためには、一定の資質を備えた心理職者が輩出されることが必要であり、一定水準以上の知識及び技能を有する者を試験によって選別することは妥当なものである。</p> <p>●事務・事業の有効性 公認心理師試験を行い、一定の資質を備えた者に公認心理師となる資格を与えることで、国民の心の健康の保持増進に寄与している。</p>
<p>事務・事業の執行体制の妥当性等</p>	<p>○指定等を行う妥当性 試験事務については、比較的定型化したものであるため、指定制度をとることが妥当である。</p> <p>○事務・事業実施主体の適格性 <指定等の基準の妥当性> 試験等事務を非営利で的確に実施する体制が構築されている必要があるため、公認心理師法では実施主体を一般社団法人及び一般財団法人に限定している。 試験機関は一の機関とは限っていないが、全国均一の水準による資格の付与を確保する等の観点から、指定制から登録制への参入の拡大は考えていない。 指定の要件については、法律において客観的かつ厳格に規定している。</p> <p><実施主体としての指定等法人の適格性> 現在の指定試験機関である一般財団法人日本心理研修センターは、指定の要件を満たしていると認め指定した機関である。また、当該機関は第1回公認心理師試験から現在まで継続して試験事務を実施し、ノウハウ、実績ともに十分有していることから指定機関として適格である。</p>

政策効果の把握の手法及びその結果	事業報告書等
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	特になし。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	特になし。
評価結果の総括 (現状分析 (事務・事業の評価) と今後の方向性)	上記を踏まえて、当該事務を継続していくが、今後も指導等を適切に行っていく。
備考	

別紙

合計 1 法人

- ・一般財団法人 1 法人

法人名	指定等の時期	連絡先 (TEL)	料金等・積算根拠
一般財団法人 (1 法人)			
一般財団法人日本心理研修センター	平成 28 年 4 月	03-6902-1880	○受験手数料 : 28,700 円